

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和6年10月23日現在

公益財団法人 日本ソフトテニス連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jsta.or.jp>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・長期基本計画（未来構想）2022～2041並びに中期基本計画2022～2026については、令和3年度（2021年）11月理事会決議、同年12月評議員会で承認され、同年12月7日にHPにて公開した。 ・ソフトテニスのMission , Vision & Valueについては策定に向けた組織を立上げ、中長期基本計画をブラッシュアップし、2025年6月に内外に向けて公表すべく進行中である。	(1)ソフトテニス長期基本計画(未来構想) (2)ソフトテニス中期基本計画(2022～2026) (3)専門委員会名簿 (マーケティングプランニング委員会)
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・「事務局規程」において職員定数を定めている。 ・組織運営の強化に関する人材採用及び育成に関する計画については、2025年6月に公表する中長期基本計画の中に盛り込む予定である。	(1)事務局規程 (2)ソフトテニス中期基本計画
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・定款に基づき、毎事業年度ごとに事業計画書及び収支予算書を策定し、HPで公表している。 ・中期財務計画については、財務委員会が中心となり検討中であるが、中学校運動部活動地域移行の影響等による競技人口の減少とそれに伴う会費収入の減少の変動幅が大きく、予測難易度が高いため、当初予定としていた令和5年度内の策定ならびに公表が遅れている。収入の経年変化を精査した上で、令和6年度内に公表できるよう進行していく。	(1)令和6年度事業計画書 (2)令和6年度収支予算書 (3)令和5年度臨時評議員会議事録
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・令和5年度第6回理事会において理事の多様性確保に係る役員選出規程改正について諮られ、理事の多様性を確保する為の目標割合を設定することが決議された。 ・令和6年度6月役員改選において、理事構成比率は、外部理事割合26%、女性理事割合43%となった。 ・役員選考委員会が作成した理事推薦書には理事に期待される知識・経験・能力の観点及び各理事の選任観点を7項目定め、推薦書提出時には該当する項目を記述させている。 ・代表監事には弁護士、公認会計士資格を有する有識者を配置した。	(1)定款 (2)役員選出規程 (3)役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	・評議員会における多様性確保については引続き理事会において検討し、令和8年(2026年)度改選時に向けて目標割合の設定ならびに達成に向けた具体的方策を策定する。	(1)定款 (2)評議員名簿
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・アスリート委員会を設置し、毎年1回以上の委員会を開催している。 ・委員会は、令和6年度の改選から委員長1名、副委員長1名、委員3名の計5名で構成されている。構成員は本連盟理事2名、日本代表監督1名、現役選手2名となっており、女性の比率を40%(2人/5人)とし多様性を確保した。 ・アスリート委員会は令和6年度から事業本部下に配置され、今後は事業本部長へ議事録等が報告されることとなる。	(1)専門委員会名簿 (アスリート委員会) (2)アスリート委員会規程
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・ガバナンスコードで求められている理事会の役割を踏まえ、現行の理事定数(20名以上23名以内)の的確性を再検討した結果、定数変更はしないということが理事会において決議され、令和6年度役員改選が行われた。	(1)定款
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・役員選出規程において、役員は選任時にその年齢が70歳未満と定めている。	(1)役員選出規程
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数 の上限を設けること	・令和5年度第6回理事会において理事の再任制限に係る役員選出規程改正について諮られ、理事は、連続して10年を超えて在任することができないものとし、連続する在任期間が10年に達する場合であっても、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があると委員会が評価した場合は、さらに1期又は2期再任させることができるという再任制限が決議された。 ・令和6年度6月役員改選においては、連続して10年を超えて在任する理事は選出されていない。	(1)役員選出規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・令和5年度第6回理事会において理事候補者の適格性の審査ならびに多様な意見を反映できる理事構成とするために、役員候補者選考委員会について諮られ、外部委員やアスリート代表等を含む多様性を持った委員構成にすることが決議され、役員選出規程の改正を行った。 ・3名以内と定めた外部委員においては、1名の有識者、1名の女性委員を含む形で構成された。	(1)役員選出規程
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・法令を遵守するために必要な各種規程を整備し組織運営にあたっている。	(1)役員・職員倫理規程 (2)事務職員就業規則
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・定款を始め、各種規程を整備し組織運営にあたっている。	(1)定款 (2)会員登録規程 (3)役員選出規程 (4)競技者規程 (5)専門委員会規程 (6)事務局規程 (7)会計事務規程 (8)加盟団体規程
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・法人の業務に関して必要となる各種規程を整備し業務にあたっている。	(1)会員登録規程 (2)競技者規程 (3)公認審判員規程 (4)技術等級制度規程 (5)表彰規程 (6)事務局規程 (7)会計事務規程 (8)文書管理規程 (9)旅費支給規程 (10)慶弔規程 (11)コート公認規程 (12)用具用品およびコート施設に関する公認規程 (13)公印規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	・役員等の報酬ならびに職員の給与および旅費支給等の費用に関する規程を整備し運営にあたっている。	(1)役員及び評議員の報酬 並びに費用に関する規程 (2)事務職員給与規程 (3)旅費支給規程
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	・定款並びに特定費用準備資金等取扱規程及び会計事務規程を整備し運営にあたっている。	(1)定款 (2)特定費用準備資金等取 扱規程 (3)会計事務規定
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	・定款のほか維持会員規程、会員登録規程等の財政的基盤の整備にかかる各種規程を定めて運営して いる。	(1)定款 (2)維持会員規程 (3).会員登録規程 (4).用具用品およびコー ト施設に関する公認規程 (5)加盟団体規程 (6)会員及び会費に関する 規程 (7)特定費用準備資金等取 扱規程
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	・「日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準」において選考基準を定 め、当該編成基準に附則する「日本代表チーム及びナショナルチーム選手選考基準」において選考人 数、選考時期、選考方法を明記し、日本代表として参加する権利を得る大会名も明記している。	(1)ナショナルチーム・全 日本アンダーチーム編成 基準
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	・公認審判員規程及び審判委員選考規程を整備し運営にあたっている。	(1)公認審判員規程 (2)審判委員選考規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確保するこ と	・法的な相談や問い合わせについては弁護士と顧問契約を締結しており、財務会計面においては公認会 計士ならびに税理士および社会保険労務士と顧問契約を締結している。このように業務遂行上に懸念 等がある場合には、適宜相談や問い合わせをできる体制を確保している。	(1)弁護士との顧問契約書 (2)公認会計士との顧問契 約書 (3)税理士との顧問契約書 (4)社会保険労務士との顧 問契約書
20	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	・定款第39条の規定により、理事会の決議を得て「倫理・コンプライアンス委員会」を設置している が、新たに委員会の設置規程を制定するため、令和5年度は委員会開催が見送られた。 ・令和6年度第5回理事会において、旧「倫理委員会規程」を改正する形で、新「倫理・コンプライア ンス委員会規程」の制定が議決され、連盟内への周知期間を経て、令和7年4月1日から施行されること となった。	(1)倫理・コンプライアン ス委員会規程 (2)専門委員会名簿 (倫理・コンプライアン ス委員会)
21	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	・令和6年度6月開催の定時評議員会において役員変更が行われたことに伴い、令和6年度第5回理事会 において新「倫理・コンプライアンス委員会規程」が議決・制定されるまで、当面、正副委員長の3名 が就任している。 ・令和6年度第5回理事会において新規程が議決・制定されたことから、今後は令和7年4月1日の施行に 向け、早急に弁護士等の有識者の委員就任を進めるとともに、当連盟内には、新規程が施行されるま での期間を、関係規程の周知期間として有効に利用することとしている。 ・新「倫理・コンプライアンス委員会規程」においては、委員は6名以内とし、弁護士、公認会計士等 の有識者から2名以内を、また、委員のうち1名以上は女性とすることとしている。	(1)専門委員会名簿 (倫理・コンプライアン ス委員会) (2)倫理・コンプライアン ス委員会規程
22	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	・役職員に対するコンプライアンス教育として、JOCのNF総合支援センターが主催する「法務サポー トにおける研修会」に役職員が参加することで対応しており、令和5年度は延20人が参加した。	(1)令和5年度 JOC NF総 合支援センター法務サ ポートにおける研修会役 職員参加履歴
23	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコン プライアンス教育を実施すること	・選手及び指導者向けのコンプライアンス教育については、令和5年度は実施出来なかった。 ・令和6年(2024年)12月に強化チームの再編があるので、新チームに対するコンプライアンス教育とし て、令和7年(2025年)1月から3月の期間内で実施する研修会計画を令和6年(2024年)12月末までに立案 する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・令和5年度全国審判委員長会議においてコンプライアンス研修を受講した当連盟審判委員長等が、令和6年度各ブロック1級審判員研修会ならびに検定会時にコンプライアンス教育を実施していく。 ・上記各ブロック1級審判員研修会ならびに検定会に参加した審判委員長が、各支部が開催する2級審判員研修会ならびに検定会時にコンプライアンス研修を実施していく。	(1)令和6年度1級審判員研修会・検定会開催計画
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士との業務委託契約を交わしており、日常的なサポートを受けることができる体制を整えている。	(1)弁護士との顧問契約書 (2)公認会計士との監査契約書 (3)税理士との業務委任契約書 (4)社会保険労務士との業務委託契約書
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・監事3名による内部監査、公認会計士による外部監査を定期的に行っている。 ・監事は、役員選出規程の規定に基づき、学識経験者1名、東日本地域の加盟団体から1名、西日本地域の加盟団体から1名、合計3名の監事を設置している。 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に準じて監査報告書を作成している。	(1)令和5年度事業報告書 記載会計監査実施期日 (2)令和6年度監査計画 (3)令和5年度決算報告書 (4)令和6年度収支予算書
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・当連盟では（公財）日本スポーツ振興センターなど他団体から助成・補助を受けている事業、また（公財）日本スポーツ協会から委託を受けている事業があり、対象事業については定められた実施要領等に従っている。担当者から事務局長、専務理事へと確認し決裁を得ることとしており、組織的に適正に実施している。 ・役員・職員倫理規程において、補助金、助成等の経理処理は公益法人会計基準に基づく適正な処理を行うこと並びに流用や不正行為を禁じることが定められている。	(1)役員・職員倫理規程
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・事業計画書及び事業報告書、収支予算書及び決算報告書（貸借対照表、財産目録、監査報告）を当連盟HPで毎年公開している。	(1)令和5年度事業報告書 (2)令和5年度決算報告書 (3)令和6年度事業計画書 (4)令和6年度収支予算書
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準を定め当連盟HPで公開している。	(1)日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・当連盟のガバナンスコード遵守状況はHPで公開している。	(1)令和5年度ガバナンスコード自己説明公表様式
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・役員・職員倫理規程において、「役・職員は日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない」と定めている。 ・利益相反が疑われる契約については、これまでは実例がなかったが、抵触されると思われる案件がある場合は、理事会で諮ることとしている。	(1)役員・職員倫理規定 (2)事務処理規程
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・「利益相反ポリシー」は令和5年(2023年)度9月理事会にて制定され、令和5年(2023年)10月1日から施行している。	(1)利益相反ポリシー
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・当連盟HPにおいて、通報相談窓口の案内と、「日本ソフトテニス連盟 指導基本規程違反の被害救済と処分の流れ」を公開している。 ・当連盟および加盟団体の役職員等に対する「内部通報規程」が、令和6年度第5回理事会において議決・制定され、令和7年4月1日から施行されることとなった。 ・施行日までの期間は、当連盟内の関係者等に対して、関係規程等が適切に運用されるよう周知を図ることとしている。	(1)指導基本規程 (2)指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反救済審査委員会規程 (3)HP公開の指導基本規程違反の被害救済と処分の流れ (4)内部通報規程
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・指導基本規程違反に係る通報相談に対応する窓口は指導基本規程違反救済審査委員会となり、学識経験者等有識者を配置している。 ・令和6年度第5回理事会において議決・制定され令和7年4月1日から施行される「内部通報規程」の通報窓口をはじめとした制度の運用は、弁護士等の有識者を配置した「倫理・コンプライアンス委員会」において担当する規定としている。	(1)専門委員会名簿(指導基本規程違反救済審査委員会) (2)倫理・コンプライアンス委員会規程
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	・令和6年度第5回理事会において、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続きを定めた「懲戒手続規程」が議決・制定され、令和7年4月1日から施行されることとなった。 ・施行日までの期間は、当連盟内の関係者等に対して、関係規程等が適切に運用されるよう周知を図ることとしている。	(1)懲戒手続規程 (2)倫理規程 (3)競技者規程 (4)事務職員就業規則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・懲戒手続規程においては、処分審査については、倫理・コンプライアンス委員会が担当することとなっており、同委員会の委員には、中立性及び専門性を有する弁護士等の有識者が配置される規程となっている。	(1)懲戒手続規程 (2)倫理・コンプライアンス規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・懲戒手続規程においては、「処分決定に不服がある場合には、処分対象者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取消を求めて仲裁の申し立てを行うことができる。」と定めている。 ・JOC加盟団体自動応諾条項の採用団体として、平成16年(2004年)11月から日本スポーツ仲裁機構のホームページに掲載されている。	(1)懲戒手続規程 (2)JSAA HP内仲裁条項採択状況ページ参照
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・懲戒手続規程第11条第2項において「処分対象者に対し、書面又は電子メールにより処分決定を通知する。」旨を規定しており、その通知への記載事項については、同第7号において「処分決定に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取消を求めて仲裁の申し立てを行うことができる旨及び申立期間」について記載することと定めている。	(1)懲戒手続規程
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・当連盟においては会長をトップとする危機管理体制を構築するとともに、アクションリストおよび各トラブル類型の個別対応を定めた危機管理マニュアルを策定している。	(1)危機管理マニュアル
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・当連盟は審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・当連盟では、過去4年間以内に不祥事に伴う外部調査委員会は設置していない。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・定款において加盟団体の定義、権利、義務及び処分を明記している。 ・加盟団体規程第6章 指導及び助言において、加盟団体に対する指導及び助言等について定められている。	(1)定款 (2)加盟団体規程
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・地方組織等の運営者に対しては、文書発送やメール等を通して適時情報を提供している。 ・評議員会においては、地方組織等の運営や本連盟に係る様々な情報を提供している。 ・中学校運動部活動地域移行を推進する為に、令和5年度より加盟団体担当者と中体連担当者が参加する意見交換会 兼 中学生指導者研修会を開催している。	(1)令和5年度 中学校運動部活動の地域移行に関する意見交換会 兼 中学生指導者研修会開催案内文書